

第27回 浦幌町農業委員会総会議事録

平成28年10月28日 開会

平成28年10月28日 閉会

浦幌町農業委員会

平成28年10月28日 第27回農業委員会総会を浦幌町役場3階大会議室にて招集

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時27分

1 出席委員

1番 佐藤泰彦	2番 石森正浩	3番 高橋福一
4番 福田和己	5番 大坂有	6番 山村幹次
7番 木南和徳	8番 廣富一豊	9番 高木政志
10番 阿部優	11番 森秀幸	12番 村岡秀樹
13番 小川博幸		

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長	前田 勇
事務局長補佐(振興係長)	宿院 賢一
農地係長	高橋 博勝

○議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第1号 土地現況証明願について

日程第5 議案第2号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について

日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第7 議案第4号 浦幌町農業委員会の委員の定数に係る諮問に対する答申について

4 議事内容 午後2時00分開会

○前田事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 只今の出席委員は13名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第27回農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 議事録署名委員の指名について

○小川議長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第12条第2項の規定により、議席番号6番山村委員、7番木南委員を指名いたしますのでよろしく願いいたします。

●日程第2 諸般の報告について

○小川議長 次に日程第2、「諸般の報告」について事務局長より報告をお願いいたします。

○前田事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●日程第3 議案第1号 土地現況証明願について

○小川議長 次に移ります。日程第3、議案第1号「土地現況証明願について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第1号。土地現況証明願について。このことについて、下記の者より願出があったので審議されたい。平成28年10月28日提出。浦幌町農業委員会会長。土地の表示は、記載のとおりであります。土地の所有者及び申請人は、住吉町に住所を有する方です。願出目的は「地目変更」です。調査結果としましては、10月7日に山村委員ほか2名の委員さんと現地調査をしたところ、利用状況は、「雑種地」でありました。議案次ページに願出地の位置図を添付しておりますのでご覧いただきご審議のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の山村委員から現地調査結果並びに補足説明をお願いいたします。

○山村委員 本申請地につきましては、只今、事務局の説明のとおり10月7日に現地を確認したところ、雑草などが生えており、現況地目は雑種地でありました。以上報告といたします。

○小川議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号を採決いたします。本案を願出のとおり証明することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は、願出のとおり証明することに決定いたしました。

●日程第4 議案第2号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について

○小川議長 次に日程第4、議案第2号「農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

○宿院補佐 議案第2号。農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について。このことについて、浦幌町長より意見書の提出依頼があったので審議されたい。平成28年10月28日提出。浦幌町農業委員会会長。本案件は、農業振興地域内の農用地を利用計画の指定された用

途に供する用途変更1件の内容です。議案を1枚めくっていただきますと、第2号議案説明資料として一覧表を添付しておりますので、この資料に沿って説明させていただきます。

番号1番、農用区域内から用途区分を変更する地番及び面積、地目、所有者、使用者については、資料に記載のとおりです。計画変更の目的は、8月の台風により既存の畜舎が使用不可能になり、予ねてより経営規模を拡大するため飼養頭数の増頭を計画していたため、一部を取壊し、併設して畜舎を増設するためです。用地選定理由としましては、使用不可能となった畜舎の一部を取壊し、併設して畜舎を増設するには、現状の農業用施設用地内では規模に見合った敷地を確保することができないことから申請地を選択しており、農用地の集団化については、43.50ヘクタールから1,095平方メートルを用途変更するもので問題はありません。農作業の支障については、用途変更が原因で集団性を有する農用地の中央部に非農業的な用途の土地が混在する状態が発生することはないので、農作業の効率化など当該地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれはありません。土地改良施設の機能については、選定用地が周囲の土地改良施設用地と重複することはないので、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められます。国の直轄事業との関係については、当該地は工事完成した年度の翌年度から起算して8年を経過しない国の直轄及び補助による土地改良事業、農用地開発事業などの受益地にはなっていません。農地転用に関する許可基準からみた意見としましては、農地法第5条第2項ただし書きに該当するので適当である。農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域内の農用地を利用計画の指定された用途に供する場合です。議案第2号の説明資料から1枚めくっていただきますと、位置図、計画変更部分図、施設配置図、立面図、平面図を添付しておりますので、ご覧いただきご審議願います。なお、本、農業振興地域内の農用地を利用計画の用途に供する用途変更については、異議がなければ、只今説明した「農地転用に関する許可基準からみた意見」を付して「浦幌町農業振興地域整備計画の変更について異議はない」旨、浦幌町長に意見書を提出し、農業委員会から意見書が提出された後、速やかに浦幌町長が変更計画の告示がなされて変更が決定となります。以上、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○小川議長 説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第5、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第3号。農地法第5条の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成28年10月28日提出。浦幌町農業委員会会長。申請人は、貸主であります美園に住所を有する方、借主は子である美園に住所を有する方で

す。申請地は、記載のとおりであります。転用計画といたしましては、農業用施設として畜舎の建設、飼料置場及び作業用道路となっております。転用時期は、許可日から永久でございます。許可となる根拠といたしましては、農地転用のための権利移動の不許可の例外でございます。農地法第5条第2項のただし書きで、農用地利用計画に指定された用途に供するときとあり、農地転用の許可基準から見てもやむを得ないと判断するものでございます。次ページ以降に位置図、施設配置図、立平面図を添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしくお願ひします。なお、許可書の交付につきましては、本案件の面積が30a以下であるため本農業委員会で許可相当と判断されたのち、許可書の交付となります。以上でございます。

○小川議長 ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは議案第3号を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第6 議案第4号 浦幌町農業委員会の委員の定数に係る諮問に対する
答申について

○小川議長 次に日程第6、議案第4号「浦幌町農業委員会の委員の定数に係る諮問に対する答申について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○前田局長 議案第4号。浦幌町農業委員会の委員の定数に係る諮問に対する答申について。浦幌町農業委員会の委員の定数について、浦幌町より下記のとおり諮問があったので、答申書の提出について審議されたい。平成28年10月28日 提出。浦幌町農業委員会会長。記、諮問の内容、1. 制定する定数。浦幌町農業委員会の委員の定数は、13人とする。2. 制定の理由、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法律」という。）第17条に規定する「農地利用最適化推進委員」の委嘱については、貴委員会より委嘱しない旨の報告を受けたことにより、法律第8条第2項に規定する農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積その他の事情を考慮した結果、現行の委員数を維持することが適当であると判断するもの。以上のことから、農業委員会の答申書案といたしましても、町の制定の理由同様、現行の委員数を維持すること、すなわち13人により新法の下で農業委員会委員としての職務遂行は可能と判断するものであります。よって、浦幌町農業委員会の委員の定数は、13人が適当であるといいたします。以上で説明を終わりますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

ここで、暫時休憩を取ります。

(休憩中)

○小川議長 休憩を解き、会議を再開いたします。説明がありましたが質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日附議された議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いします。

○各委員 (「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。

●閉会の宣告

○小川議長 それではこれもちまして第27回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後2時27分閉会